

[黄色着色部：前回会議からの修正]

## 「滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例」の一部改正について

### 1 改正の理由

(仮称)新・琵琶湖文化館を整備するに当たって、必要な規定の整備を行うため、滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正しようとするもの。

### 2 改正の経緯

(仮称)新・琵琶湖文化館整備事業については、令和9年度の開館を目指し、令和5年7月に事業者と提案内容が決まり、9月議会で契約の議決を提案しようとするところ。

設計・建設・管理運営を一括発注するPFI事業であり、このうち管理運営は指定管理者の指定を伴うため、根拠となる設管条例の改正を、事業契約にあたり同時に提案するもの。

なお、館名については、歴史系博物館として60年を超える活動実績の高い評価とともに館名が国内外にも浸透しており、今後の新たな活動への財産となることが期待されることから「琵琶湖文化館」を継承する。

### 3 改正の概要

- ①設置目的 「県の文化の向上と観光に寄与するため」から「滋賀の文化財の保存および活用により、県民の文化の発展を図り、併せて県の観光の振興に資するため」に改正
- ②位置 新しい文化館が立地する位置を加える
- ③開館時間 「午前9時」を「午前9時30分」に改める
- ④使用料 施設の使用料（講堂、研修室）や観覧料について規定を整備する
- ⑤指定管理 PFI法（※1）に規定する選定事業者を指定管理者として指定する場合の特例について定める  
※1：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
- ⑥博物館協議会 館の運営に関し意見を述べる機関として、博物館法に基づく博物館協議会を置くこととする。
- ⑦その他
- ・改正の施行は、規則で定める日とし、開館する令和9年度を予定。ただし、準備行為として指定管理に係る規定は、公布の日から施行する。
  - ・関係条例（※2）について必要な改正を行うこととする。  
※2：滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例

滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例新旧対照表 [見消・黄色着色部：前回会議からの修正]

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 滋賀県立琵琶湖文化館（以下「文化館」という。）を県の文化の向上と観光に寄与するため、大津市打出浜地先に設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 文化館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 美術品、鉱物、植物その他の関係資料（以下「美術品等」という。）の調査研究および収集に関すること。</p> <p>(2) 美術品等の保管および展示に関すること。</p> <p>(3) 図書の収集および刊行に関すること。</p> <p>(4) 美術振興、観光事業等に関すること。</p> <p>(5) 文化館の施設の提供に関すること。</p> <p>(略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 滋賀の文化財の保存および<del>し、かつ、その活用によりを図り、もつて</del>県民の文化の<del>向上</del>発展を図り、併せて県の観光の振興に資するため、滋賀県立琵琶湖文化館（以下「文化館」という。）を大津市浜大津五丁目、浜町および打出浜地先に設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 文化館は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 美術工芸品等の文化財その他の資料（以下「文化財等」という。）の収集、保管および展示</p> <p>(2) 文化財等に関する調査研究</p> <p>(3) 文化財等の保存および活用の支援</p> <p>(4) 国内外の関係機関等との文化財等に関する連携</p> <p>(5) 文化財等に関する情報の発信および県民と国内外の人々との交流の促進</p> <p>(6) 文化財等に関する観光の推進</p> <p>(7) 講堂および研修室の提供</p> <p>(8) その他文化館の設置の目的を達成するために必要な業務</p> <p>(略)</p>